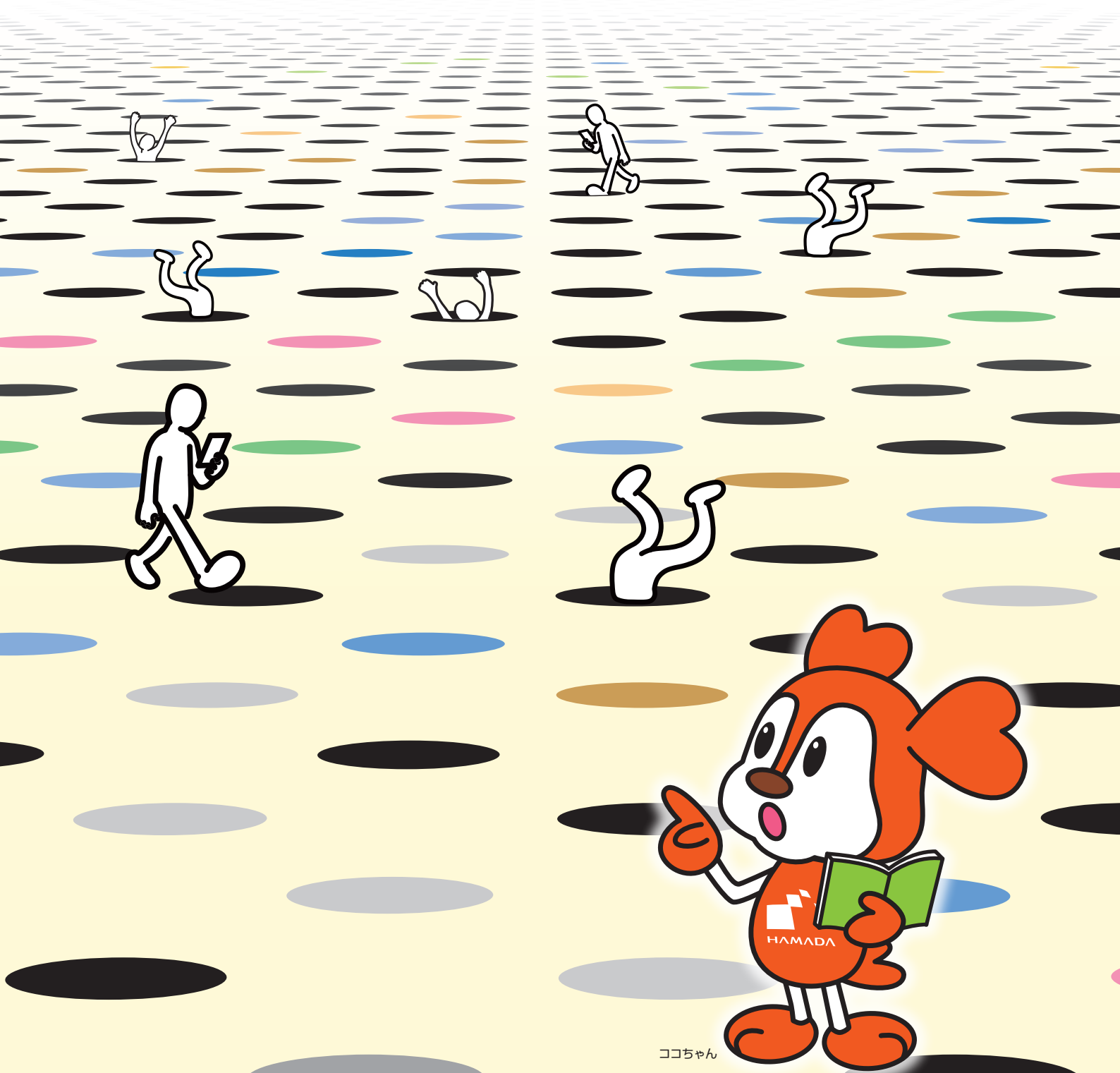


特集 うっかりで、私も会社も大ピンチ!?  
違反しがちな法律の落とし穴

気づかない**落とし穴**がいっぱい!



ココちゃん

# うっかりで、私も会社も大ピンチ!?

# 違反しがちな法律の落とし

case 1 行列に割り込みをする

軽犯罪法1条13号

切符を買うために並んでいる列や電車を待っている列、演劇やコンサートの行列に割り込んだり、その列を乱したりする行為は軽犯罪法に抵触する可能性があります。

軽犯罪法とは…

刑法で罰するまでではないけれど、道徳に反する、公衆に迷惑をかける行為に対して刑罰を定めている法律。

case 2 酔って公共の場で暴れる

軽犯罪法1条5号

飲食店や公共交通機関において酔って暴れるなど、入場者や乗客に対して迷惑をかける行為自体は、軽犯罪法に抵触します。また、人に当たるような距離で手などを振り回すのは、暴行罪(刑法208条)に該当しますし、飲食店で喧嘩して物を壊したり、喧嘩のせいで店舗を営業不能に陥らせたりすると威力業務妨害罪(刑法233条)や器物損壊罪(刑法261条)に該当する可能性があります。**暴れ方によって、さまざまな法律に抵触する可能性**があるので、飲みすぎには気を付けましょう。

外出編



case 3 公園や河川敷で花火をする

軽犯罪法1条9号

これも、たばこのポイ捨てと同じで、引火しやすい物の付近で火を焚き、または火気を用いた者が罰せられる可能性があります。また、公園や河川敷は自治体

が管理しており、花火の使用を含めた公園や河川敷の利用について条例で規定していることが多いので、当該地域の条例を確認する必要があります。

# 穴

公園での散歩中や、飲み会で酔っぱらった後、スマホでのSNS…日常生活の中で起きる「ついうっかり」が、重大な法律違反を招く可能性があります。企業倫理月間の10月は、知っておかないと困る法律の規定や考え方について、大神 亮輔弁護士に教えていただきました。



## case 4 キャンプ場で たばこのポイ捨て

軽犯罪法1条9号

相当な注意をせず、建物、森林そのほか燃えるような物の附近で火を焚いた場合、軽犯罪法に該当します。

## case 5 公園で たん・つばを吐く

軽犯罪法1条26号

街路や公園、そのほか公衆の集合する場所でたん・つばを吐いた者、また大小便をした者、それをさせた者も軽犯罪法に該当します。ありがちなケースでいえば、**子どもがトイレに間に合わない時に「そこでしっちゃいなさい」という行為も**、軽犯罪法に抵触する可能性があります。

## case 7 ゴミやペットの 死骸を捨てる

廃棄物の処理及び  
清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）は、廃棄物をみだりに廃棄しないこと、廃棄する場合には適切な方法で廃棄して国民の生活環境を保全するために定められた法律です。山林への不法投棄など、ルールに従わないでゴミなどを廃棄することは同法に違反します。また、ペットの死骸も廃掃法上の「廃棄物」に該当する、とされていますので、ペット霊園で火葬してもらうなどの適切な対応を取らなければなりません。

## case 6 カッターナイフや ナイフの持ち歩き

軽犯罪法1条2号／  
銃刀法3条1項、31条16号

正当な理由なく、人の生命を害したり身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた場合——例えばポケットにそのままナイフを入れていると、軽犯罪法に抵触する可能性があります。また、銃刀法の規定以上の刃渡り（5.5センチメートル以上）のナイフを持っていたら銃刀法に違反する可能性もあります。なお、銃刀法違反の場合、3年以下の懲役、50万円以下の罰金が刑罰として規定されています。

なお、工作上、ペンケースにカッターナイフを入れて持ち歩いている場合は、「正当な理由」があると考えられますので、違法とは評価されないと思われます。



case 1 車の中にバットを  
入れっぱなし

軽犯罪法1条2号

既にお話したとおり、正当な理由なく、人の生命を害したり身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた場合には軽犯罪法に該当する可能性があります。

「正当な理由なく」というのが重要で、バットケースにバットを入れ、明らかに野球をしに行くのであれば問題ありません。木刀とバットが一緒に入っている、バットを危険な武器のように加工しているといった、違う用途(武器)に使うと誤解される状況で、武器になりそうな物を隠し持っていた、とみなされないよう注意が必要です。



case 4 酔っぱらって  
タクシーを蹴る

器物損壊罪(刑法261条)

酔っぱらってタクシーのタイヤやドアを蹴るといった行為は、器物損壊罪に該当する可能性があります。また、態様や強さによっては、威力業務妨害罪(刑法233条)が成立する可能性もあります。過去に、タクシーの運転手が、乗車時にクレームをつけてタクシーを蹴ったお客さんを乗せ、そのまま交番に乗り付けてお客さんが現行犯逮捕されたこともあるので、酒量には注意しましょう。

case 2 自転車で  
右側通行をする

道路交通法

自転車は、道路交通法上は軽車両という位置づけになりますが(ちなみに、リヤカーや馬と同じ括りです)、軽車両は、走行するときは原則道路の左側端に寄って走行しなければならないとされています(道路交通法18条1項)。そのため、自転車で道路の右側を走行するのは道路交通法に抵触する可能性があります。

case 3 飲酒をして  
タクシーの中で吐く

威力業務妨害罪(刑法233条)

業務妨害とは、他人の業務を妨害したときに成立する犯罪です。タクシーの中で吐くとタクシーの業務が妨害されることが明らかですので、気を付けましょう。また、吐しゃ物や臭いでタクシーの効用を害するというので、器物損壊罪(刑法261条)に該当する可能性もあります。

case 5 「表へ出ろ」と  
決闘(喧嘩)を  
申し込む・応じる

決闘法

決闘法は明治時代につくられた法律で、決闘を挑んだ者、これに応じた者などの刑罰が規定されています。制定された当時から改正されていない法律ですが、現在も生きている法律ですので、守らなければならないことは他の法律と同じです。ちなみに、決闘の立ち会いをした人、場所を提供した人にも罰則が定められています。決闘の結果、相手にけがをさせたら傷害罪が成立するので、血気盛んになるお祭りの時期は、特に気を付けましょう。

case 6 道端で因縁をつけ  
土下座させる

脅迫罪(刑法222条)・  
強要罪(刑法223条)

道端で口論になり、相手の生命・身体などに害を加える旨を告知して恐怖させたら脅迫罪、その際に「土下座しろ」と強要(義務がないことをさせる)するのは強要罪に該当します。その際に暴力を働いたり、傷つけたりしたら、傷害罪(刑法204条)が成立するほか、金銭を喝取した場合には恐喝罪(刑法249条)が成立する場合があります。

※以前問題になった、コンビニ店員に土下座を強要した事件は強要罪が問題となりました。



case 1 店のコンセントから無断で充電

窃盗罪(刑法235条)

店内外のコンセントを勝手に使い、パソコンやスマホを充電する行為は窃盗にあたります。窃盗とは、端的に言うと物を盗む行為ですが、刑法上、「電気は財物とみなす」(刑法245条)と定められていますので、電気を勝手に使うのも、物を盗むのと同様に窃盗罪に問われます。店舗スタッフが了承してくれた時、また、新幹線やコンセント付きの座席など、電気を自由に使えることを前提にした場所では、使っても問題ありません。

case 2 勝手に店内の写真撮る

撮影自体は罪には問われませんが、業務妨害にもなり得ると考えられます。しかし、自分の知らない間に撮られていた、顔のはっきりわかる写真がWeb上で公開されると問題になる可能性があります。無用なトラブルを回避するために、撮影する場合には店側に事前に許可を取る、他の客が映り込まないようにするなど、周りの方々に配慮しましょう。



case 3 団体での飲み会の店予約の無断キャンセル

偽計業務妨害罪(刑法233条)

最初からキャンセルする前提で予約を入れた場合だけでなく、早期にキャンセルになることがわかっていたのに、店側に連絡することなく放置していた場合、相手を意図して害することになるので、刑事責任を問われる可能性があります。それだけでなく、民事事件として食事代などの損害賠償請求が発生することもあり得るでしょう。

case 4 お釣りが多いと気づいたけれど言わない

詐欺罪(刑法246条)

お釣りを間違えてもらっていることに気づいた場合は、その時点で店側に申告しなければなりません。「間違っている」とわかっているのに、そのまま帰るのは、「お釣りを正しくもらっている」と、行為・態度で騙していることになり、詐欺罪に該当してしまいます。実際に、大正時代の事例で、銀行からの払戻額が300円のところ、3000円が払い戻されていることに気づいていたのに申告しなかった人に対して、詐欺罪の成立を認めています。

case 1 複数人が参加しているグループチャットで、誰かの社会的評価を下げるメッセージを送る

名誉毀損罪(刑法230条)

ある事実を不特定多数の人に周知して、その人の社会的評価を下げた場合、名誉棄損罪が成立する可能性があります。また、名誉棄損については、損害賠償請求などの民事事件にも発展する可能性もあります。

例えば「あの人は不倫をしている」、「風俗に通っている」、「いろんな人をいじめて、仕事をやめさせているらしい」、「実は少年院上がりらしい」などの風説の流布は、その人の社会的評価が下がります。また、LGBTQのアウティング(本人の了承を得ずに勝手に第三者に言いふらすこと)も問題になりました。例えば、一橋大学で発生したアウティングは、名誉棄損の裁判に発展しています。



case 3 YouTubeでゲーム実況をする

著作権侵害

最近多いゲーム実況動画。「みんなやっているから」と気軽にアップロードする人もいかもしれませんが、メーカーがアップロードを認めている作品、タイアップした制作者の動画のみを許諾している作品などがあり、許諾なくアップロードする行為は著作権侵害となります。本来ゲームは、それぞれが買って楽しむもの。無断でゲーム画面を公開した場合、メーカー側から差止めを求められることもあります。

case 2 マンガのキャラクターの似顔絵をネット上にアップする

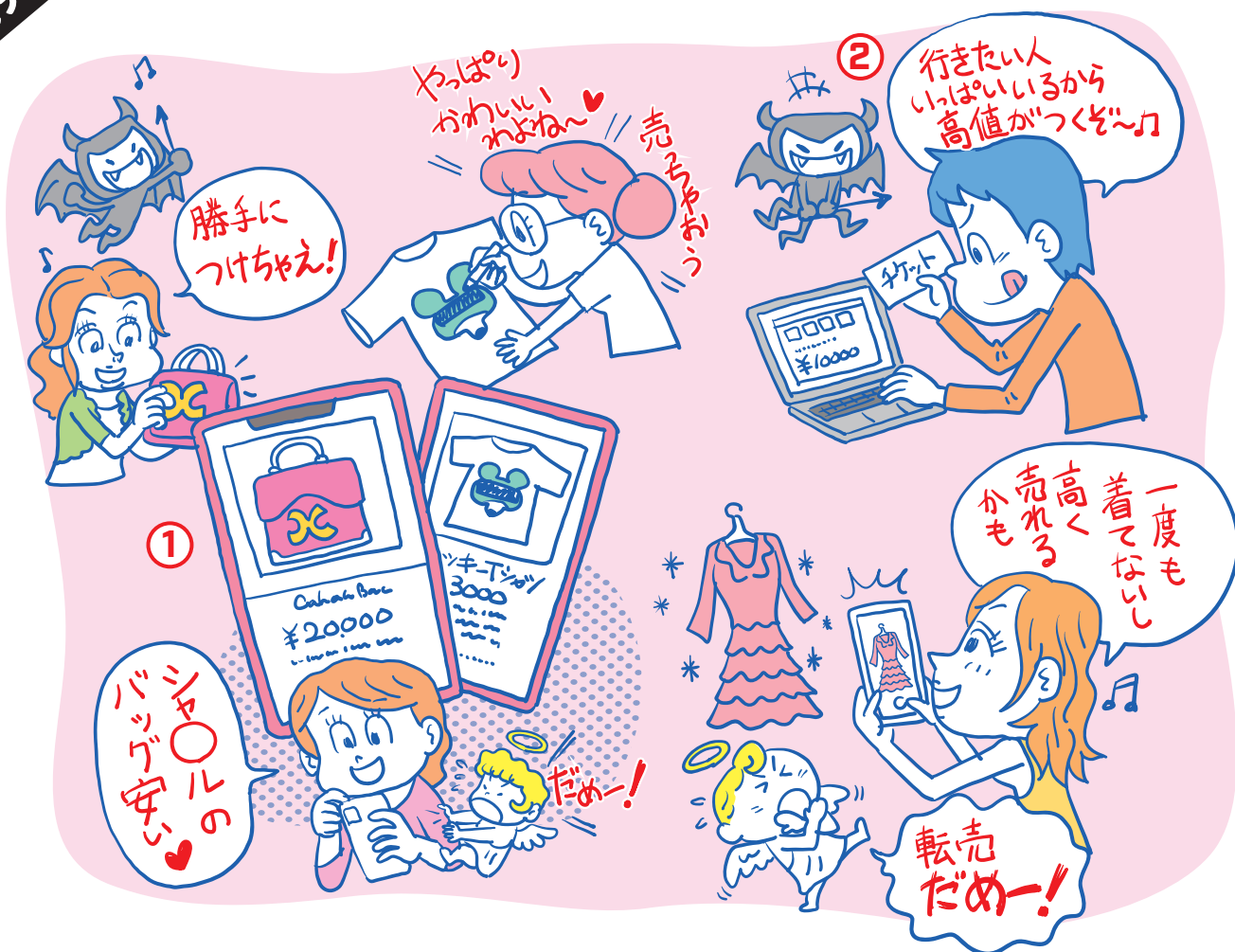
著作権侵害

最近、海賊版サイト「漫画村」が出版社3社から19億円以上の損害賠償訴訟を起こされました。「漫画村」のような違法アップロードは著作権侵害です。また、壁にキャラクターを描く、パンでキャラクターを再現しアップロードするといった行為も作者やメーカー側が許諾しない限り、著作権侵害に該当する可能性があります。

case 4 博物館や美術館でYouTubeの生配信をする

文化財保護法

博物館や美術館、寺社仏閣には光を当てると劣化する所蔵品もあるので、フラッシュ禁止とされている場所も多くあります。事前に施設側から許諾を得ていけばよいのですが、もし勝手に撮影した場合、文化財保護法などの法令に違反する可能性があります。



### case 1 実際の会社名やキャラクターを無断で使用し利益を得る

不正競争防止法／著作権法／商標法

ブランドバッグの偽物を販売する、有名キャラクターの偽物グッズを販売するなどの行為は、不正競争防止法違反や著作権法、商標法などの知的財産関係の法規に違反する可能性があります。

以前問題になった例としては、有名ブランド名を冠したキャバクラ、スーツに好きなブランドのタグをつけてそのブランドっぽくみせる洋服販売、有名ブランドのロゴを使った雑貨の制作・販売などがあります。これらのように、著名なブランド名を使って、本物のように誤信させたり関係があるかのように装ったりして利益を上げようとするのが、法律違反にあたります。

自己の商品を示す表示として、著名な商品と同じ、またはよく似たものを使用した場合——わかりやすく言うと、たとえば、「シ○ネルのロゴのようなデザインのプローチ」を作成して通販サイトに出品するような場合です。「本物を連想させる、それっぽいもの」として売る行為が法に触れるのです。

### case 2 チケットや洋服などの高額転売をする

チケット不正転売防止法／古物営業法

チケットの転売に関しては、東京オリンピックの開催前に、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(略称チケット不正転売禁止法)が成立し、同法による規制がなされます。

洋服の転売は、転売を業(古物商)として手掛けているかがキーです。新品の洋服を買ったとしても、自分を介することで「中古」の販売となり、転売は古物の販売にあたります。本来であれば古物商の営業許可が必要であり、きちんと許可を得ているかが問題になります。



case 1 個人に貸与された会社の  
パソコンを許可なく転売する

業務上横領罪(刑法253条)

会社が貸与し持ち帰りを許可した物は、仮に持って帰っても問題になりません。しかし、当然ですが、テレワーク用に貸与されたパソコンを売るのは犯罪です。

この場合、テレワークのために持ち帰りを許可されていますので、パソコンを持ち出すこと自体は問題ありません。そのため、窃盗罪に該当するものではありませんが、売却のように本来の持主しかできないような処分をすることは横領に該当します。そして、このパソコンは業務のために所持を許可されているため、そのようなパソコンを売却することは業務上横領罪に該当します。

case 2 会社のトイレトーパーを  
持って帰る

窃盗罪(刑法235条)

これは先ほどと異なり、会社の許可なく、社員が奪っているので窃盗罪に該当します。外出先でも同様です。



case 3 同業他社に転職して  
前の職場の営業機密を活用する

不正競争防止法

会社に勤務している以上、会社の秘密情報に触れる機会があることもありますが、退職後に他社で前の会社の在籍時に知り得た秘密情報を使うと、不正競争防止法違反に問われる可能性があります。実際にあった事例としては、某メーカーA社で働いていた人が、同業他社のB社に転職し、A社時代に培った顧客情報を使って営業をかけた行為が不正競争防止法違反とされ、損害賠償が認められたものがあります。

case 4 顧客の情報を漏らす

不正競争防止法、個人情報保護法

たとえばお酒の席で、私たち弁護士などの士業や医者など、人の秘密を扱う仕事をしている者が「こういう案件を扱っている」と話すことは、秘密漏示罪(刑法134条)に該当する可能性があります。それ以外の職業、例えばメーカー勤務の会社員でも、会社の秘密情報を外部に漏洩することは不正競争防止法に抵触する可能性がありますし、そこに個人情報が含まれていれば個人情報保護法に抵触する可能性があります。

酔って気が大きくなってくると、誰が聞いているかわからないのに、ついすっかり特定の名前や技術に関係することを話してしまうこともあります。仕事の話は職場の中で完結させ、飲み会では仕事の話はしないようにしましょう。

# 「つい、うっかり」が書類送検に!?

## 自らの行動は“善・悪”で振り返る

コンプライアンス問題は、企業経営や社員・家族に大きなダメージを与えます。社会人としてどう考え行動するべきか、総務部長に聞きました。

先日のニュースで、昨年、東京都内において銃刀法違反(刃物携帯)容疑で摘発された1,041人のうち、83%にあたる863人は、キャンプや釣りなどのレジャーで刃物を使用した後に、車の中やバッグの中に置き忘れたケースだと報じられました。ほとんどの人がナイフの放置が銃刀法違反に当たることを知らず、書類送検された事例もあったとのこと。

銃刀法では、刃渡り5.5cmを超える刃物については、業務や正当な理由がある場合を除いては携行が禁じられています。

これらをはじめとする、「つい、うっかり犯しがちな事例」について、今月号では特集が組まれています。

### “違反”が変わってきた今 気を付けるべきこと

コンプライアンスについては、昨今、より厳しい目が向けられるようになりました。コンプライアンス違反が会社の信用・信

頼を失くし、遂には、倒産にまで追い込まれたケースもあります。

かつては、脱税や談合といった、会社や組織ぐるみの違反が問題視されていましたが、最近のコンプライアンス違反は、パワハラ、セクハラをはじめ、SNSなどによる社員同士のいじめや仲間はずれ、誹謗中傷といった個人的な行為が多く見受けられます。コンプライアンス違反として問題化すれば、会社の信用・信頼に大きく影響を与えるでしょう。

### ルールは自分や大切な人を守り 会社を発展させるためのもの

また、「つい、うっかり犯しがちな事例」にあるプライベートにおけるちょっとした行為が、近隣住民や他人とのトラブルへ発展し、会社での業務や会社自体へ影響を及ぼすこともあります。いったん会社を離れると気が緩みがちになり、「これくらいは大丈夫」などと、自己都合で判断する

ことが一因として考えられます。

しかし、自分の行為を利・不利で判断するのではなく、善・悪で判断すれば、つい、うっかり犯してしまうことは無くせるのではないのでしょうか。なお、善・悪の判断となる基礎知識については、今回の特集のほか、コンプライアンスブック(P9下)の中でも事例を紹介していますので、参考にしてください。

ルールとは、自分自身や大切な人を守り、会社を発展させて、社会に貢献するためのものです。「知らなかった」では済まされません。しっかりとした基礎知識を身に付け、実践したいものです。



本社 総務部長 高山 博光さん

本当に困ったときは

### 内部通報制度(オレンジコール)

社員または当社関係者が、法令違反、規則違反や不正行為や疑問などを組織内部の窓口に対して匿名または実名で相談・通報できます。

内部通報した社員が、不当な扱いを受けないように保護するための「公益通報者保護法」が施行されています。

### コンプライアンスブック

「コンプライアンスブック」を発行しましたので、社内教育にご活用ください。



※グローバルポータル  
の「業務別リンク集」  
に掲載しております。

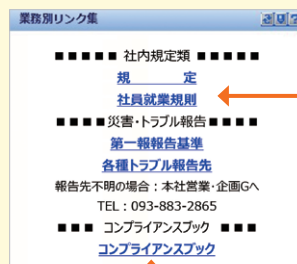
0120-890-369

※留守録になりますが365日受付

orangecall@hamada-hi.com

※内部通報担当者が対応

「社員就業規則」はグローバルポータルの  
トップ画面を参照ください。



## 大神弁護士に7つの質問!

# 法律違反がもたらす 個人的・社会的損失とは?

人はなぜ、“うっかり”法律を違反してしまうのでしょうか。そして違反したらどういふ未来が待っているのでしょうか…。大神弁護士に「落とし穴」にはまる理由や、今後気を付けたい事例について教えてもらいました。

**Q** つい法律違反をしてしまうのはなぜですか?

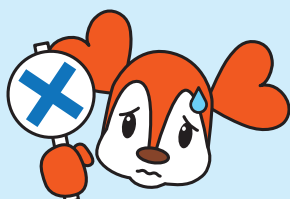
**A** 単純に、細かく罰則が定められていることを知らないこともありますし、「これまで注意されなかったから問題ない」、「同じことをしている先輩が注意されていないから大丈夫だろう」と思い込んでいることもあります。

要因はさまざまあると思いますが、「この程度なら大丈夫」と高をくくってしまうこと、自分の都合のいいように思いこんでしまうことが一因にあると思われます。

**Q** 今後気を付けるべき法律違反は?

**A** 「今後」に限定するものではありませんが、近年、法律違反の問題となりやすい分野はSNSでしょう。SNSに本人は冗談のつもりで書き込んだことでも、内容が誹謗中傷にあたる場合は大変なことになると、だんだん浸透してきました。SNSで不用意に人格否定的な発言をしたら、本人の名前を出してなくても、他のコメントや写真から中傷した人の生活圏を特定されることもあります。改めて、**SNSでの誹謗中傷や名誉棄損には十分に気を付けたいといけません。**

事実、誹謗中傷した人に対して、警察沙汰になり、刑事裁判となり有罪判決がいくつも出ています。そして中傷に対して毅然とした態度を取る人も増えました。有名人だからといって、何を言ってもいいわけじゃない、という空気感に変わってきています。



コーボレートキャラクター  
ココちゃん

**Q** うっかり法律に違反したらどうなるのでしょうか?

**A** 注意しなければならないのは、基本的に「法律を知らなかった」という言い訳は通らない、という点です。極端な話ですが、「人を殺してはいけない」と規定されていると知らなかったから、人を殺しても罪に問われない」というのは通りませんよね。税金に関する法律の規定が難しくわからないからといって、納税義務を免れることはありません。

違反をしたことによって逮捕されたり、刑事罰を受けたりすると、日常生活に影響が出てきます。あるいは、民事で損害賠償を求められることもあるでしょう。いざ、そんな事態になって「こんなに大事になるんだ」と知っても遅いのです。

社会生活でいえば、A社の社員が逮捕された、A社の社名が入っている車で違反をした、割り込みやあおり運転をしたと報道されると、会社自体の社会的評価にも大きく影響します(社名は報道されなくても、ネットで特定され、ネット上で吊り上げられることもあり得ます)。場合によっては被害者から損害賠償を求められることもあるでしょう。

濱田重工さんの場合は、現在、千葉ロッテマリーンズとスポンサー契約を締結しているので、上記のような報道に曝されることになれば、それが契約違反事由にあたり、**契約解除・違約金**の支払いが発生することも考えられます。

**Q** どういう表現が名誉棄損になりますか?

**A** 一般的に、他者が聞いたら傷つく言葉は、本人が傷ついていなくても、名誉棄損または侮辱にあたります。一昔前であれば、野球場でのやじがこれにあたるでしょう。名誉棄損罪が成立するものでなくても、個人の名誉を害するものであれば侮辱罪(刑法231条)にあたる可能性があります。また、最近のプロスポーツ界でたまに聞く、人種差別的な発言はチームに対して罰則が設けられています。

SNSであれば、自ら発言を削除できますが、ウェブ上の掲示板に残された誹謗中傷は、自分で消すことができません。今できるのは、**誰かが目にして傷つくような、マイナスの発言や誹謗中傷的な発信をしないこと**でしょう。



## Q ウェブ上で誹謗中傷をしないために

**A** 「自分が言われて嫌」なことは何か。「これを言われたら相手はどう思うか」…つまり、**他人の気持ちを思いやる、想像力がとても大切**です。自分の基準での良し悪しではなく、**一般の、普通の人が、この発言を聞いてどう思うか**を常に考えましょう。書き込む前に、「これを見て嫌な気持ちになる人はいないか」と、幅広い視点を持つことが必要です。

## Q 身近な人の転売や著作権違反などの法律違反に気づいたら？

**A** 親や子どもなど家族が違反していたら止めてあげるべきです。同僚やママ友である場合、その人との関係性によりますが、やんわり「これ、大丈夫？」と聞いてみてもいいかもしれません。強く「これは違法だよ」とたしなめなくても、声掛けをする必要はあるのではないのでしょうか。

もし、知らない人の法律違反に気づいたら、本当は止めるべきなのかもしれませんが、本人に直接伝えることでかえってトラブルになるかもしれないので、**通報したり、違反報告をしましょう**。運営元に問題意識を伝えて、しかるべきところに対応してもらうのが良いでしょう。

## Q なぜパワハラやセクハラが発生してしまうの？

**A** 叱った本人は叱咤激励のつもりでも、言われた側は圧が強すぎてパワハラだと思うことは多々あります。いまの50～60代は、何かあったら拳骨を食らうなど、強く叱られていた世代だと思いますが、若手世代にそのような育てられ方をされた人は多くなく、逆に「暴力はいけない」と強いたしなめられていたのではないかと思います。叱り方、叱られ方は、自分の小さい頃の叱られ方が基準になるものです。叱り方と叱られ方の世代間ギャップが、パワハラなどのトラブルにも発展してしまう面があります。

ただ、受け手が嫌がっても指導が必要な場面も多くありますし、その中で叱咤激励しなければならない場面もあると思います。特に、工場では生命の危険も生じますので、安全確保のためにとっさに言葉がきつくなることもあるでしょう。それ自体は必要なことなので、**合理的な注意指導の範囲内であれば、厳しい言い方でもただちに法律違反とはなりません**。もっとも、「死ぬ」「辞めろ」などの直接的な人格否定的発言は、「合理的な注意指導の範囲内」とは評価されず、パワハラと評価されるので注意しましょう。なお、セクハラは「業務上必要となる」という範囲はほぼありませんので、「相手が嫌がったらセクハラ」と考えてもらっていいと思います。

## 時代に合わせた意識のアップデートを！

以前は家のドアを開けっぱなしにしていたおおらかな時代もありましたが、今は防犯上、開けっ放しにしておくことはありません。チャイルドシートなしに子どもを車に乗せることも、イヤホンで音楽を聴きながら自転車に乗ることも、違反になりました。

時代の流れや社会の変化に合わせて、法律も変わっています。その時々に応じて変化に敏感になる必要があります。また、「自分さえよければ」ではなく、「他者がいる」ことを踏まえて危険なこと、人に迷惑をかけることをしないことが大切です。

## 自分の子どもに伝えたいのは「自転車の乗り方」

子どもが誰かをけがさせたり、損害を与えたりした場合、子どもの年齢にもよりますが、親が損害賠償責任を負う場合もあり得ます。私の子どもはまだ小さいですが、親の立場からは、いずれ、「自分から手をだしてはだめ」ということと、「自転車に乗るときはちゃんと周りを見ること、止まるべきところで止まること」は教えなければならぬと感じます。

現在、自転車と歩行者や、自転車同士の交通事故が増えています。自転車は道路交通法上、「軽車両」とされ、車両に含まれます。子どもが周りを見ずに自転車で坂を駆け下りてきて、仮に歩行者とぶつかり大けがをさせると、賠償金は数千万単位、場合によっては億単位となることもあり得ますので、自動車の事故と同じように注意しなければなりません。

法律を遵守することは、自分を守ること、会社を守ること、そして大事な家族を守ることになるのです。



教えてくれたのは…

### 阿部哲茂法律事務所 大神 亮輔 弁護士

大阪大学法学部卒、神戸大学法科大学院卒。司法修習生を経て、2010年に福岡県弁護士会北九州部会に登録。交通事故事件や民事裁判全般、刑事・少年事件、企業法務など幅広く担当する。趣味は読書、スポーツ観戦。

生き生き働いている若手社員のON/OFFを大解剖!  
毎号、各部門の10代・20代の社員をクローズアップします。

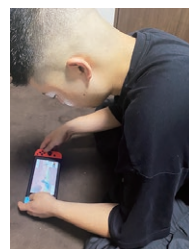
OFF  
幼い頃から  
ポケモンに熱中

小学生の頃から、ポケモンのゲームに没頭。当社に入社する前は、ポケモンセンターフクオカに就職を考えるほどでした。目標は、ポケモン公式世界大会出場です。

おすすめのアニメは、感動できる「東京マグニチュード8.0」と青春を感じる「クロスゲーム」。どちらもおすすめなので、皆さんにもぜひ観てほしいです。

最近、15kgの減量に成功しました。サウナスーツでひたすら走り、お酒を控えることに。体が軽くなり、階段の上り下りがラクになりました!

ポケモンの魅力は、戦略を組めること。強い・弱い関係なく楽しむことができます



OFF  
暇さえあれば  
バイクで旅へ

1年ほど前からバイクに心を奪われ、ホンダのレブル1100でよくツーリングしています。今年の1月には、広島まで日帰りで一人旅を楽しみました。片道約4時間、ふらりと広島を訪れましたが、旅の途中で出会った見知らぬバイク好きの人たちとの交流もいい思い出の一つ。バイクのプロライセンスも、いつか取得したいです。

レブルはレアなバイクで、北九州に2台しかないんだとか。自慢の1台です



大切な設備と  
職場の笑顔を守りたい!



八幡支店 製銃課  
いりえ ひろき  
入江 大輝さん(23歳)

2018年4月に入社。北九州市出身。明るく前向きな性格で、職場のムードメーカー的存在。仕事にプライドを持って向き合う一方、プライベートでも多趣味で行動力がある。

差し入れのおはぎ 20%  
仕事にいつそう気合いが入ります



入江さんの  
元気の素

バイク 40%  
休憩時間はひたすら  
職長とバイクの話に

ポケモン 40%  
好きなキャラクターは  
ラプラス

ON  
設備を守る  
誇り高い仕事

九州製鉄所八幡地区製銃エリアで、原料系ベルトコンベアの点検や操業支援を行っています。点検して設備を守ることで、お客さま、そして北九州に貢献できる、誇りある仕事です。

安全・環境・防災を、常に徹底。万が一環境に影響を与えてしまうと、一般市民の方にも迷惑をかけてしまうので、責任感を持って臨んでいます。



自職場の仕事の重要性を職長から教わり、設備を自分の物として大切に点検

ON  
活気ある職場  
が好き!

職場は30代の若い先輩が多く、にぎやかな職場です。私の元気の源は、村井 修主任のおはぎ。よく「資さんうどん」のおはぎを差し入れてくれ、仕事で疲れた体に甘さが染みわたります。チームワーク抜群で、先輩方とはプライベートでも仲良し! やりがいある仕事と、笑顔の絶えない職場が大好きです。

作業前には一呼吸置き、何かリスクはないか? を考えてから行動しています  
※撮影用には保護具を外しています



私たちも応援!

入江さんは...  
話好きの  
盛り上げ役



田中 浩哉さん(先輩)  
積極的に話しかけ、周りを盛り上げようとしてくれる存在です。先輩などにも率先して声掛けしており、気配りができています。



鶴川 泰志さん(後輩)  
後輩としても、声掛けをしてくれるので、とても話しやすいです。

◆次号は君津支店のKirari輝く人をご紹介します。